

質 問 回 答 書

業務名：小田原市放課後児童クラブ運営業務委託

令和8年6月15日

No.	該当箇所	質問事項	回答
1	実施要領 P.2「3(4)業務委託費」、仕様書 P.12「2-7 放課後児童支援員等処遇改善事業」	前回公募の質疑回答において、放課後児童支援員等処遇改善事業(月額 9,000 円相当)にかかる費用は業務委託費上限額に含まれないとのご回答でしたが、今回も同様の取り扱いでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	実施要領 P.2「3(4)業務委託費」、仕様書 P.12「2-6 (2)、(10)」	業務委託費の上限額の積算にあたり、①令和8年度の最低賃金の基準額、②令和9年度以降の人件費上昇率について先行公募(前羽・国府津地区等)の質疑回答と同様に全クラブ共通で「各年度5パーセント」を見込んで積算されていますか。③仕様書において統括指導員は「4人以上」とされていますが、委託費上限額の積算上、市は統括指導員等を何名・どの程度の人件費を見込んでいるかご教示ください。	令和7年 10 月 1 日時点の神奈川県最低賃金を参照しており、各年度において、5パーセントの人件費上昇率を見込んでいます。統括指導員4人、支援員等 156 人の人件費を見込んでいます。
3	仕様書 P.3「1-3 事業の実施場所等」、P.11「2-6(6) 支援員等配置基準」	仕様書記載の「令和7年度の市内全児童クラブの平均利用率約 65%」を踏まえた上で、①平日、②土曜日、③長期休業日(夏休み等)のそれぞれの平均利用児童数の実績をクラブごとにご教示ください。	別紙1-1 から別紙1-3のとおりです。
4	仕様書 P.12「2-6(10)エ」	「市が雇用している会計年度任用職員の処遇状況を踏まえ、同様の対応ができるよう配慮すること」とありますが、現在の会計年度任用職員について、①役職・資格別の時給水準②勤務形態(フルタイム・パートタイムの別)および標準的な年間勤務日数・勤務時間数、③賞与の有無および支給水準、④通勤手当等各種手当の有無⑤社会保険加入の有無をご教示ください。	仕様書 12 頁2-6(10)アイウのとおりです。 ①②受託者の雇用基準を適用してください。 ③④⑤本市で雇用している会計年度任用職員の処遇については、本市ホームページ「会計年度任用職員の勤務条件・休暇等について」をご確認ください。

5	仕様書 P.12「2-6(7) 支援員等の加配」、P.13「3-1 三の丸小学校区第2放課後児童クラブの運営」	①現在の加配対象児童数および加配支援員数をクラブごとにご教示ください。②委託期間中の加配ニーズの増減見通しがあればご教示ください。③これまでに加配を理由とした委託料増額の実績があれば、その概況と今後の見通しをご教示ください。④三の丸小学校区第2放課後児童クラブにおける児童の付き添い業務は、配置基準内の支援員等で対応する想定でしょうか。それとも別途配置(人件費増)を想定して積算しておくべきでしょうか。	①特に基準はありません。 ②現時点ではありません。 ③現時点では加配を理由とした委託料増額の実績はありません。 ④配置基準内の支援員等で対応する想定です。
6	仕様書 P.17「(別表 2)費用分担区分」、「(別表 3)リスク分担区分」	適切な修繕費を積算するため、①各クラブにおける老朽化の状況や修繕が必要と見込まれる箇所、②市負担の備品購入・修繕工事について委託期間中に予定している計画、③老朽化等により委託期間中に更新が見込まれる設備・備品があればご教示ください。	①③現時点で見込まれるものではありませんが、別表2費用負担及び別表3リスク分担区分のとおり、受託者負担については、「施設、設備、備品等の修繕」は「管理上の過失に伴う損害」によるもので1件3万円未満のもの、「設備、備品等の更新、新規購入」は、「管理上の過失に伴う更新」によるもので、1件当たり3万円未満のものです。 ②今年度については、空調設備更新工事、冷蔵庫の更新を予定しています。
7	仕様書 P.17「(別表 2)費用分担区分」	①1件当たり3万円未満の物品(おもちゃ・本・小型家電等)は「消耗品」として受託者負担で調達・更新する認識でよろしいでしょうか。②市貸与の既存備品一覧をご教示ください。③費用分担区分において「通信運搬費(固定電話・携帯電話等)」は受託者負担とされていますが、受託者が回線契約を行う必要がありますか。	①お見込みのとおりです。 ②各クラブ共通して、座卓、冷蔵庫、エアコン等が設置されています。 ③受託者が回線契約を行う必要があります。

8	仕様書 P.7「1-17(4)イ」、 P.17「(別表 2)費用分担区分」	各クラブの施設内には、受託者が利用可能なインターネット回線(Wi-Fi 等)が既に敷設されていますでしょうか。それとも新規受託者が新たに回線工事等を行う必要がありますか。	三の丸小学校区第2放課後児童クラブ、芦子地区放課後児童クラブ(第1・第2)、国府津地区放課後児童クラブ(第1・第2・第3)の放課後児童クラブ以外は、インターネット回線が敷設済ですが、敷設されていない箇所については、必要に応じて受託者の対応が必要になります。なお、Wi-Fi 機器類については、受託者が用意する必要があります。
9	仕様書 P.10「2-5(2)ウ おやつ」の購入及び提供」、 P.15「(別表 1)業務分担区分」	おやつ代の徴収について、①現在の徴収方法(現金集金・口座振替・キャッシュレス決済等)をご教示ください。②口座振替やシステム決済を利用している場合、決済手数料は保護者・受託者のどちらの負担となっていますでしょうか。	現在の受託事業者(3事業者)は現金徴収をしています。
10	仕様書 P.15「(別表 1)業務分担区分」、P.17「(別表 2)費用分担区分」	日々発生するごみの処理について、各学校の集積所等の利用が可能かどうか、また受託者がどのような対応をとる必要があるかご教示ください。	各学校の集積所を利用してください。学校毎の対応については、仕様書6頁1-16 のとおり、新旧事業者引継ぎにおいて、必要な事項を遺漏なく引き継ぐこととします。
11	仕様書 P.11「2-6(2)統括指導員」	統括指導員の各クラブへの現場巡回や、支援員等の通勤、資機材の搬入等で使用する車両について、各学校内における車両の駐車スペースの有無および利用条件をご教示ください。	学校敷地内に支援員等の通勤等車両の駐車を希望する場合は、受託者が各学校に要望します。学校調整の結果、学校敷地内に駐車をすることは、学校に月額駐車料金を支払います。駐車スペースを確保できない場合は、受託者が近隣駐車場等を確保する必要があります。一時的に資機材の搬入等で使用する車両がある場合は、受託者が学校と調整し、駐車スペースを確保します。

12	最優秀提案者決定基準 P.2 「1 客観的評価(2)得点化基準」	現在も履行中の契約は業務実績の評価対象に含まれますでしょうか。含まれる場合、規模点算定における「年数」は提出期限(令和8年6月29日)時点の経過年数で算定してよろしいでしょうか。	令和8年6月29日までの履行中の契約については、1年以上経過している事業は、年単位で業務実績の評価対象とします。
13	仕様書 P.5「1-14 各種報告書等の提出」	月次の事業実績報告書や児童出欠席状況報告書等の提出書類について、現在使用されている報告書式(様式)をご教示ください。	特段決まっておりません。市と協議の上定めます。
14	仕様書 P.7「2-2(1)開所日」	前回公募の質疑回答において、土曜日の合同開所は校区単位での集約開所としており、校区を超えた合同開所は行わないとのご回答でしたが、校区を超えた合同開所について引き続き同様の取り扱いでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	仕様書 P.11「2-6(2)統括指導員」	前回公募の質疑回答において、統括指導員は支援員等との兼任が可能とのご回答でしたが、引き続き同様の取り扱いでよろしいでしょうか。また、25 小学校・片浦子ども教室を対象とした場合に市が想定する統括指導員の標準的な配置人数の目安をご教示ください。	前回「統括指導員は現場が足りない時に支援員として活用してもよろしいでしょうか」という問いに、「市としては構いません」と回答していますが、同様の取扱いで構いません。 また、総括指導員の配置人数については、仕様書 11 頁2-6(2)のとおりです。
16	仕様書 P.13~14「4-1(5)運営スタッフ」	片浦小学校において、放課後児童クラブの支援員等と、放課後子ども教室の「コーディネーター」「学習アドバイザー」「安全管理員」を同日に兼任することは認められますか。	両事業を、同じ活動場所で一体的に実施するため、兼任することは問題ありません。

17	仕様書 P.6「1-16 文書等及び業務の引継ぎ」	安定的なサービス継続および支援員等の確保に向けた提案のため、①現在各クラブで勤務する支援員等の総数および常勤・非常勤の内訳の概況について、可能な範囲でご教示ください。②受託事業者の変更にあたり、現在の支援員等が継続して勤務できる環境整備に向けて、市としてどのような対応・情報提供が可能かご教示ください。	①支援員等については受託者の雇用であるため、市からはお示しできません。 ②新旧事業者が引き継ぎを行う際、既存職員が、希望すれば新事業者の面接の機会を確保できるよう調整に努めます。
18	仕様書 P.3「1-3 事業の実施場所等」、P.13「4-1(5) 運営スタッフ」	令和7年度における片浦小学校放課後子ども教室について、放課後児童クラブを利用していない一般児童の1日あたり平均利用人数(通常日・イベント実施日それぞれの目安)をご教示ください。	放課後児童クラブ利用児童を除いた1日あたりの平均利用人数は、通常日が 14 人、イベント実施日が 20 人です。
19	仕様書 P.4「1-6 利用者アンケート(評価・ニーズ調査)の実施」	直近に実施した利用者アンケートについて、①具体的な設問内容、②回収率、③主な評価・意見・要望の概況をご教示ください。	①仕様書4頁1-6(4)のとおりです。 ②15% ③別紙2のとおりです。
20	仕様書 P.16「(別表 1)業務分担区分」	「施設・設備の日常的な点検」は受託者業務とされていますが、点検の対象範囲(例:消防設備・電気設備・空調設備等の法定点検を含むか)および実施頻度の目安をご教示ください。	仕様書3頁1-5に示した関係法令等を遵守し、こどもの安全確保と事故防止のために、安全計画を策定し、毎日の安全点検(法定点検を除く)の実施が必須です。
21	実施要領 7 頁 9(6)ウ	「副本については、提出者が特定される法人・会社名の情報を削除すること」との記載がありますが、該当する法人名や会社ロゴの箇所を黒塗り(マスキング)した状態で提出すればよろしいでしょうか。認識に誤りがないかご教示ください。	お見込みのとおりです。

22	実施要領 9 頁 10(2)ウ(エ)	二次審査の参加人数をご教示ください。	3名までとします。
23	仕様書 4 頁 1-8(3)	施設設備の使用及び保全等にて、家庭用エアコンのフィルター清掃(年4回以上)を行うこと記載がありますが、当該児童クラブのエアコンが業務用であった場合のフィルター清掃及び修繕についての対応方法をお示しください。	仕様書 4頁 1-8-(3)のとおりです。業務用エアコンについては、本市で対応します。
24	仕様書 11 頁 2-6(1)	小田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則に基づいて、経過措置が取られていると認識していますが、今回の履行期間(令和 8 年 10 月 1 日～令和 11 年 9 月 30 日)にも該当することよろしいでしょうか。	令和6年3月 31 日までの期間で経過措置を取っていましたが(小田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則)、現在はありません。
25	仕様書 11～12 頁 2-6(6)	支援員等配置基準「次の利用児童数に応じて、支援員等を配置すること。ただし、常時その半数以上は放課後児童支援員とすること。」とありますが、配置人数が 5 名(利用児童が 65 人以上 80 人以下)の場合は放課後児童支援員の数は 2 名でよいでしょうか。配置人数が奇数の場合の放課後児童支援員の考え方を教えてください。	仕様書 11～12 頁2-6(6)のとおりです。利用児童が 65 人以上 80 人以下の場合は、支援員は3名となります。

26	仕様書 11～12 頁 2-6(6)	支援員等配置基準が前回の仕様書の基準と変更となった理由をお示しください。	児童の安全確保ときめ細やかな育成支援のため、厚生労働省が「おおむね児童 40 人以下に対し、放課後児童支援員を 2 人以上配置する」という参酌すべき基準を設けていますが、本市では前回の仕様書の「35 人以下に対し、2人以上」から「32 人以下に対し、2人以上」に配置基準を引き上げることにより、より質の高い育成支援を行うことを目指すものです。
27	仕様書 17 頁 (別表 2) 備品購入費	三の丸小学校区放課後児童クラブのように他のクラブにおいてもクラブ室の移設が発生した場合、3 万円以上の備品についてはご購入いただけるという認識でお間違いないか。また、「1 件当たり 3 万円以上」というのは、1 つ当たりの金額ではなく、同じものを複数用意した場合の合計金額、という認識でお間違いないか併せてお示しください。	放課後児童クラブの活動場所を移設する場合、基本的にはそれまで使用していた備品等を使用することになります。 備品購入において「1件当たり3万円以上」とは、「品物1点あたり3万円以上」ということです。